

長崎県立五島高等学校（全日制課程） 公立高等学校入学者選抜 その他の確認事項

1. 学力検査等得点の開示について

- （１）期間：学力検査の教科別得点及びその合計点の開示については、令和9年3月17日（水）から4月16日（金）まで行います。ただし、行事等のために開示できない日や時間帯等もありますので、その際はその旨を事務室前に掲示します。
- （２）場所：本校事務室前教科書閲覧センター（１階）（4月1日以降は大会議室（２階））
- （３）対象：本人のみ
- （４）本人の証明：受検票
※受検票がない場合は、マイナンバーカード、卒業証書、卒業証明書等でもかまわないが、その際は、本人であることを確認するための質問をいくつか行う。

2. その他

- （１）病気・怪我・その他身体的な不自由により、受検に配慮が必要な生徒がいる場合は、遠慮なく申し出ること（事前に必ず連絡すること）。障害等のある受検者への対応については、令和9年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領のP6を確認すること。
- （２）願書等の記入は、文字が消えるボールペン等、文字が消えるおそれのあるものを使用しないこと。

【日程一覧】

	特別選抜 自己推薦①	特別選抜 自己推薦②	離島留学 特別選抜	一般選抜	チャレンジ選抜
入学願書 受付	1月12日（火）～ 1月18日（月）			2月1日（月）～ 2月5日（金）	3月5日（金）～ 3月9日（火）
受付時間	9：00～16：00 ただし、最終日は15：00まで（必着）				
受検場の 下見	1月25日（月） 13：00～ 16：30 本校掲示板に掲示			2月15日（月） 13：00～ 16：30 体育館玄関に掲示	3月10日（水） 13：00～ 16：30 本校掲示板に掲示
検査内容	調査書等 集団面接	調査書等 集団面接	調査書等 集団面接 実技	調査書等 集団面接 学力検査	調査書等 面接
検査	1月26日（火）			2月16日（火） 17日（水）	3月11日（木）
集合時間	9：00			9：00	9：00
合格者 発表	1月29日（金） 14：00 Web発表			3月 4日（木） 14：00 Web発表	3月16日（火） 9：30 Web発表
合格者 登校行事	令和9年3月18日（木） 保護者等同伴				

3. 提出書類一覧について

特別選抜 自己推薦①	☐ 「特別選抜（自己推薦①・自己推薦②）入学願書」（様式１－１） ☐ 「写真票」（様式３－５） ☐ 「特別選抜（自己推薦①）自己推薦書」（様式２－１） ☐ 「志願者名簿」（様式３－１）科・コースごとに作成 ☐ 「調査書」（様式６－１）注１ ☐ 「成績一覧表」（様式６－２）※旧年度卒業者は不要 ☐ 「送り状」（様式３－２）科・コースごとに作成
特別選抜 自己推薦②	☐ 「特別選抜（自己推薦①・自己推薦②）入学願書」（様式１－１） ☐ 「写真票」（様式３－５） ☐ 「特別選抜（自己推薦②）自己推薦書」（様式２－２） ☐ 「志願者名簿」（様式３－１）科・コースごとに作成 ☐ 「調査書」（様式６－１）注１ ☐ 「成績一覧表」（様式６－２）注２ ☐ 「送り状」（様式３－２）科・コースごとに作成
離島留学特別選抜	☐ 「離島留学特別選抜入学願書」（様式１－２） ☐ 「離島留学特別選抜志願理由書」（様式７－１） ☐ 「離島留学誓約書」（様式７－２） ☐ 「写真票」（様式３－５） ☐ 「志願者名簿」（様式３－１）科・コースごとに作成 ☐ 「調査書」（様式６－１）注１ ☐ 「成績一覧表」（様式６－２）注２ ☐ 「送り状」（様式３－２）科・コースごとに作成
一般選抜	☐ 「一般選抜入学願書」（様式１－４） ☐ 「写真票」（様式３－５） ☐ ※既受検者は前志願先で発行された受検票 ☐ 「志願者名簿」（様式３－１）科・コースごとに作成 ☐ 「調査書」（様式６－１）注１ ☐ 「成績一覧表」（様式６－２）注２ ☐ 「送り状」（様式３－２）科・コースごとに作成
チャレンジ選抜	☐ 「チャレンジ選抜入学願書（様式１－５）」 ☐ 「写真票」（様式３－５） ☐ ※既受検者は前志願先で発行された受検票 ※定時制課程昼間部の選抜手数料をすでに納付している者は 選抜手数料の差額（１，２５０円）を納付 ☐ 「志願者名簿」（様式３－１）科・コースごとに作成 ☐ 「調査書」（様式６－１）注１ ☐ 「成績一覧表」（様式６－２）注２ ☐ 「送り状」（様式３－２）科・コースごとに作成

注１ 調査書は令和８年１２月末日現在で作成

注２「成績一覧表」（様式６－２）は旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要

※ 各入学願書について、志願者本人が定められた様式に入力または、自筆すること。

（１）入力する場合、印刷されない文字や入力できない文字は、自筆すること。また、保護者氏名は保護者本人が確認すること。

（２）鉛筆で清書する場合、そのコピーを提出すること。その際、消した文字等がコピーに写らないように注意すること。また、保護者氏名は保護者本人が自筆すること。